

令和4年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年4月12日開会

高松市農業委員会

令和4年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年4月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 18番 原田 和幸
- 23番 神内 茂樹

欠員

6番

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長 補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主 任 技 師 河合 良治
- 主 任 主 事 佐藤 雅彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 農用地利用配分計画（案）について

報 告 ア 農業委員の死去について

イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、河田委員、藤澤委員、原田委員、神内委員の4名です。

まず、御報告申しあげます。

かねて療養されていた高松市農業委員高砂清一氏が、去る3月13日に永眠されました。

高砂氏は平成18年1月に高松市農業委員に就任され、29年7月から会長職務代理者並びに第2地区部会長をつとめられ、16年間にわたって御活躍いただきました。まことに痛惜の念にたえません。

高砂清一氏の逝去に対して弔意を表するため、黙祷をささげたいと思います。

黙祷—————（約30秒）

黙祷を終わります。

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は4番佃委員及び14番富本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番、2番は、賃貸人が転用する予定があるため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、賃借人が経営を縮小するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、耕作不便のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

7番は、賃貸人が農地を売却するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、3条許可申請所有権12番のとおりです。

8番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補

償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページを御覧ください。

1番、2番は、第三者に売却するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

所有権移転の内容については、3条許可申請所有権1番のとおりです。

3番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。

転用の内容については、5条許可申請使用貸借4番のとおりです。

4番、5番は、貸人が新たに長期の貸付を行うため、香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

6番は、第三者に売却するため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については、3条許可申請所有権7番のとおりです。

7番は、貸人が自ら耕作するため、返還を受けたものです。

3ページを御覧ください。

8番、9番は、現況が、農道用地として利用されていたことから、返還を受けたものです。それぞれ非農地証明願5番、7番と関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。今回の特別現地調査委員は、太田委員と、私の2名であり、本日午前中に、現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して太田委員から報告いたします。

太田委員 現地調査員の太田です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。座って説明させていただきます。

1番の申請地は、高松市立太田小学校西100メートルに在り、所有者の高齢化に伴い今後の耕作継続が難しく、借り手もないことから老後の安定した収入を確保するため、戸建て賃貸住宅及び共同住宅を建築するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松香川線、ことでん伏石駅に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議からの許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。内容につきましては、座って説明させていただきます。

1番は、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、経営している共同住宅の駐車場が不足しているため、隣接する申請地を駐車場用地として敷地拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,547.33平方メートルあります。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接する病院から駐車場用地としての利用申し込みがあり、その後、病院の閉鎖後も所有者が貸駐車場として活用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自家用車の置場や物干し場が不足していたため、住宅に隣接する農地を拡張し車庫等に利用したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が365.19平方メートルあります。

5番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、南にある農道に接続し、所有農地への通路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年3月頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約2.17平方メートルを110枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足のため、農業の継続が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年3月15日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、住宅兼納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、農業資材保管用の納屋に生活利便向上のための居間を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年10月頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の保管のため住宅横に納屋を建築したものです。また、車を置くスペースがなかったため、進入路の横を造成し、駐車場用地を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和58年8月頃に建築済みですがこの度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が800.97平方メートルあります。

5ページを御覧ください。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の住宅が狭く、増築した際、農地に越境していたことが判明したため、転用申請したものです。転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年頃に建築済みですがこの度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が

503.88平方メートルあります。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足により農地の維持が難しく、近隣の病院から駐車場としての借り入れ申し込みがあり、賃料を老後の生活資金に充てるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が手狭であった敷地を拡張し、納屋を建築したもので、相続手続き時の調査で、宅地が農地に越境していたことが判明し、解消しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が631.78平方メートルあります。

12番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地及び進入路が狭かったため、父親が住宅建築の際、敷地拡張及び進入路の拡張造成を行ったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が576.58平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、令和3年12月7日付けで店舗用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、契約の解除により、転用事業の実現見込みがなくなったため、許可の取消願があったもので、取消後は、所有者が農地として利用するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について受理することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、令和元年6月13日付けで、倉庫用地として転用許可を受けていましたが、近年のコロナ禍の影響により業績が低迷したことで、予定していた事業拡大の目途がたたず、倉庫の建築が先送りされ、不足している従業員用車両のための露天駐車場用地として転用目的を変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和2年3月10日付けで、転用者が経営する法人のための露天貸資材置場用地として転用許可を受けていましたが、コロナ禍の影響により事業が停滞し、利用資材等の減少から、資材置場を必要としなくなり、今後の安定した収入を得るために共同住宅用地に転用目的を変更するものです。併せて、工事完了日を令和5年4月30日まで延長し、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和元年9月13日付けで、当初、3棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、顧客から二世帯分譲住宅の建築要望があり、対応するために当初計画の3区画3棟から1区画1棟に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。工事期間の変更はありません。

なお、敷地面積が500平方メートルを超えていますが、二世帯分譲住宅であり、土地利用率については30パーセント以上を確保しているので問題はありません。

4番は、平成29年11月30日付けで、2階建1棟及び車庫平屋建て1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅構造を2階建から平屋建てに変更したため、建築面積が増え、工事完了日を令和4年12月19日まで延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないよ

うでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権2件でございます。

内容につきまして、4条特別議案に引き続き太田委員から報告申し上げます。

太田委員 現地調査員の太田です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。座って説明させていただきます。

1番の申請地は、高松市立みんなの病院南西800メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は国道193号線に隣接し、ことでん空港通り駅にも近く、交通の利便性が良く、周辺は宅地分譲・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が284.13平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、ことでん岡本駅南西400メートルに在り、土木工事業を営む会社の役員が、事業拡大に伴い、資材の保管場所が必要となったことから、会社への露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松琴平線に近く、交通の利便性が良く、現場事務所に隣接し、利便性が良く、事業の効率化が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

なお、申請地の一部は、平成17年頃に現場事務所を建築する際、不足する従業員用及び業務用車両置場として造成済みであり、この度、追認許可を受けるものです。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が256.53平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書8ページを御覧ください。

1番の転用者は、土木建築工事業を営む法人で、近年、市内中心部での工事受注が多くなっており、本社敷地内の露天資材置場が手狭となっているため、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、食品加工機械の製造販売業を営む法人で、近年、業務量の増加により従業員が増え、駐車場が不足し、来客等の路上駐車により周辺住民から苦情があり、解消しようと、また、現在借り入れている駐車場を9月に返還しなければならないことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が589.57平方メートルあります。

4番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 41 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 319.60 平方メートルあります。

5 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6 番の転用者は、現在、自己所有の住宅に居住していますが、段差が多く、老朽化した建物で、転用者の高齢化に伴い、新たな非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、所有している住居は、新しい住居が完成後に、売却する予定です。

7 番の転用者は、建築工事業を営む会社の役員で、社員及び工事用車両の増加により、本社敷地が手狭となったことから、隣接する農地を新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

8 番の転用者は、不動産賃貸業を営む法人で、顧客である建設業を営む法人からの要望があり、露天貸資材・重機置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 9 ページを御覧ください。

9 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番の転用者は、鶏肉の処理及び販売業を営む会社の役員で、既存の駐車場が手狭で、予定する今後の事業拡大に伴い、従業員及び業務用車両が増加することから、親族の所有農地を譲り受け、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東西及び南側の三方が市道に囲まれ、主要地方道高松長尾大内線にも近く、交通の利便性が良く、また、事業所からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

11番の転用者は、化粧品及び理・美容機器等の販売業を営む法人の役員で、現在、借家住まいであり、テナントを利用し営業を行っていますが、子の成長に伴い住居が手狭となっていることもあり、今回新たに住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道193号線に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、道路状況から来客が十分に見込まれ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が105.23平方メートルあります。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が進入路を介して市道に接し、国道32号線にも近く、交通の利便性が良く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、利用し易く、周辺は教育・医療施設が整備され、閑静で住環境の良い地域で、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が進入路を介して主要地方道高松王越坂出線に接し、交通の利便性が良く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が534.99平方メートルあります。

15番の転用者は、食料品の販売業を営む法人で、社員や来客のための駐車場不足を解消するため、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年頃に一部造成済みですが追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が332.18平方メートルあります。

議案書10ページを御覧ください。

17番の転用者は、電気・建築工事業を営む法人の代表者で、市内での受注が多く、会社事務所を移転したことから、資材の保管場所や従業員用の駐車所が必要となり、露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、車両の出入りも容易で事務所から近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から代表者個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

18番の転用者は、建築資材販売業を営む法人で、事業が順調で、既存の資材置場が手狭となっていることから新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方道三木綾川線に近く交通の利便性が良く、大型車両の出入りが容易で、利用及び管理がし易く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番の転用者は、各種機械の製作及び販売業を営む法人で、本店の移転に伴い、資材や製品の保管のため現在利用している倉庫を売却することとなったため、新たな倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が併用宅地を介して市道に接し、本店所在地となる自宅とも隣接しており、利用及び管理がし易く、主要地方道三木国分寺線へのアクセスも良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が400.13平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、現在、借家住まいで、子の成長と第2子の出産予定に伴い、住居が手狭となるため、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し利用し易く、実家に隣接し、両親や祖父母の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し利用し易く、実家からも近く、農業の手伝いと、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北及び西側が市道に接し、利便性が良く、また実家からも近く、農業の手伝いや親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関

連しています。

5番も、現在、借家住まいで、将来家族が増える予定で、家財道具も増えることから、住居が手狭となるため、妻の祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、利便性が良く、また祖父宅からも近く、農業の手伝いや祖父の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が建築基準法上の道路に接し、実家と隣接し、農業の手伝いや親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、現在、両親と同居していますが、子ども生まれ、住居が手狭で、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、利便性が良く、また実家からも近く、農業の手伝いや両親の面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、法人の代表者が所有する農用地区域外の農地を営農型太陽光発電設備用地として令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、下部農地には、ゆら早生みかんを栽培するもので、営農の継続性及び基準に合致する施設の構造等から転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を含めた資金計画も妥当であり、また、知見を有する者の意見書も添付され、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用収益権の設定1番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権1件、使用貸借8件、合計25件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。————— 御発言がないよ

うでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、県外在住の所有者が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は麦・ブロッコリーを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しております。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。なお、下限面積については、3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。

3番は、県外在住の所有者が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲・野菜等を作付けするものです。

4番は、所有者が農業廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、所有者が高齢となり、農業経営を縮小するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

6番は、所有者が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稲を作付けするものです。

7番は、所有者からの要望を受け、譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しております。

8番、9番は、所有者が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、8番は筍と果樹、9番はオリーブを栽培するものです。

議案書14ページを御覧ください。

10番は、所有者が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番は、所有者が、分家独立している子に贈与するもので、取得後は、果樹・花木を栽培するものです。

12番は、所有者が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

13番は、所有者が、兼業で、高齢となり、農業経営を縮小するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番は、強化促進法で使用貸借している農地を、小作人である譲受人が取得するもので、引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。なお、下限面積の関係で、先ほど御説明しました3条許可申請所有権2番に関連しています。

2番は、経営規模の拡大を希望する借人が10年間借り受けて水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用収益権設定について御説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、営農型太陽光発電設備を設置するため、譲受人が対象農地の上部でパネル利用ができるよう空中利用の権利としての使用収益権を設定するものです。期間は農地法第5条第1項の一時転用期間同様、10年間です。5条許可申請使用貸借8番に関連しております。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転14件、使用貸借2件、使用収益権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、平成2年頃からため池の堤として、3番は、平成7年頃から、農業用施設であるポンプ小屋として、また、5番、6番及び7番は平成3年頃から、それぞれ道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

なお、5番は使用貸借に係る農地返還通知8番に、7番は同9番に関連しています。

番号を戻っていただいて、2番は、昭和27年10月21日の農地法施行前より、地域住民の地蔵信仰のためのお堂として建築され、利用していたもので、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

4番は、平成5年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第10号 農用地利用配分計画(案)について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

4月6日付けで、高松市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画についての意見伺いが提出されております。

これは今年の1月に貸借の申し出があり、3月31日付けで農用地利用集積計画の公告した農地の内、農地中間管理事業を利用しているもので、現在、香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。これを同機構から受け手に利用権を設定するため、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されているものです。

一枚めくっていただきまして、1ページが件数と面積の集計表です。1地区から7地区に分けて集計しております。

申出件数は、合計で193件、筆数488筆、面積505,138平方メートルとなっております。

なお、この表の右肩にあるとおり、香川県の認可公告は5月31日が予定されております。

2ページから26ページは、これらの明細書となっており、表の左から、農地の所有者、所在、機構が借り上げるために設定した権利、機構からの貸付先、貸し付ける際に設定する権利となっています。

以上、議案第10号 農用地利用配分計画(案)について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

まず、ア 農業委員の死去について、事務局の報告及び説明を求めます。

山上事務局長兼農政課長 報告案件として、高砂清一農業委員の逝去の御報告を申しあげる予定でしたが、開会に先立って黙祷をささげさせていただくことで、御報告といたします。御了承ください。後任委員の補充につきましては、第2地区部会において協議を継続していただいている状況でございます。

なお、第2地区部会長の後任に、太田政美委員が就任されておりますことも併せて御報告いたします。

以上でございます。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 イ 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。

期間としましては、令和4年3月8日から4月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、3月議決分といたしまして4条が12件、5条が35件、合計で4条が12件、5条が40件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、3月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が20件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

5条関係で、令和3年12月議決分の2番が、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

同4年1月議決分の5番、14番、23番、25番、30番、37番、下段の表2月議決分の、3番、6番、8番が表右の許可年月日又は保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

3月議決分の、7番、13番、15番、16番、18番が、同じく、表右の許可年月日又は保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可、直近事業造成工事未了により、許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

引き続き、3月議決分の、19番、21番、賃借権の1番、2番、使用貸借による権利設定の1番が、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

以上で許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。————— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会